

第7期多治見市障害者計画

第6期多治見市障害福祉計画

第2期多治見市障害児福祉計画



第7期多治見市障害者計画・第6期多治見市障害福祉計画・第2期多治見市障害児福祉計画

令和3年3月

多治見市

Okura

巻頭挨拶



多治見市では、障がい者及び障がい児のための市の取組に関する基本的事項について多治見市障害者計画を見直すとともに、障害福祉サービスの提供体制を確保するための多治見市障害福祉計画及び、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保するための障害児福祉計画の見直しを行いました。

最近の動向としては、東濃圏域で基幹相談支援センターを設立するなど、多様な福祉のニーズに対して、他自治体、他団体と広く連携し対応することが主体となっています。

これまでに我が国では、障がい者及び障がい児が、尊厳のある日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい福祉に関する制度を整備してきました。

近年では、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されるなど、障がい者の積極的な社会参加の促進が図られています。

最後になりますが、計画の策定にご協力いただきました策定委員会の委員の皆様、アンケート及び意見交換会を通じてご意見をいただきました市民の皆様並びに障がい者団体等の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和3年3月31日

多治見市長 古川 雅典

- 第7期 多治見市障害者計画 —
 — 第6期 多治見市障害福祉計画 —
 — 第2期 多治見市障害児福祉計画 —
 (令和3年度—令和5年度)

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の経緯	5
2	計画の位置づけ	6
3	これまでの計画	7
4	計画の進行管理	7
5	「障がい者」の表記について	7

第2章 障がい者の現状について

1	障がい者の状況	11
2	アンケート調査	15
3	障がい者団体との意見交換会による課題の整理	15

第3章 第7期多治見市障害者計画

1	施策の体系	31
2	基本目標	32
3	基本方針	32
4	重点課題	33
5	市の取組	34

第4章 第6期多治見市障害福祉計画

- 1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標…………… 47
- 2 障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保の方策…………… 53
- 3 地域生活支援事業の実施に関する事項…………… 60

第5章 第2期多治見市障害児福祉計画

- 1 障害児支援等の提供体制の整備等…………… 71
- 2 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の見込量と確保の方策…………… 73

資料編

- 資料1 多治見市障害者計画等策定委員会設置要綱…………… 79
- 資料2 多治見市障害者計画等策定委員会の開催状況…………… 81
- 資料3 多治見市障害者計画等策定委員会委員名簿…………… 82

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

このたび、多治見市では、第7期多治見市障害者計画、第6期多治見市障害福祉計画及び第2期多治見市障害児福祉計画を策定しました。

障害者計画は障害者基本法を、障害福祉計画は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を、障害児福祉計画は児童福祉法を根拠とする計画です。

多治見市では、障がい者及び障がい児に関する施策を一体的に進めるため、これらの計画を一体的な計画として策定しました。

計画の策定にあたっては、障がい者団体に所属している方及び障害福祉サービスを利用している方にアンケートを行うとともに、障がい者の方及び障がい児の保護者の方との意見交換会を行い、計画に反映しました。

2 計画の位置づけ

障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の位置づけは、それぞれ次のとおりです。

障害者計画	
根拠法	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項
性格	市町村における障がい者の状況等を踏まえた障がい者のための施策に関する基本的な計画
計画期間	令和3年度～令和5年度
障害福祉計画	
根拠法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項
性格	厚生労働大臣が定める基本指針に即した、障害福祉サービスの提供体制の確保、法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画
計画期間	令和3年度～令和5年度
障害児福祉計画	
根拠法	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項
性格	厚生労働大臣が定める基本指針に即した、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保並びに円滑な実施に関する計画
計画期間	令和3年度～令和5年度

3 これまでの計画

多治見市では、これまで各法律に基づき、次のとおり各計画を策定してきました。

障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
第1期 (平成10年度～平成16年度)		
第2期 (平成17年度～平成21年度)	第1期 (平成18年度～平成20年度)	
第3期 (平成21年度～平成23年度)	第2期 (平成21年度～平成23年度)	
第4期 (平成24年度～平成26年度)	第3期 (平成24年度～平成26年度)	
第5期 (平成27年度～平成29年度)	第4期 (平成27年度～平成29年度)	
第6期 (平成30年度～令和2年度)	第5期 (平成30年度～令和2年度)	第1期 (平成30年度～令和2年度)

4 計画の進行管理

障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、福祉及び健康に関する各種計画の上位計画である多治見市地域福祉計画とともに、多治見市地域福祉計画評価委員会が各計画の実施状況を点検し、評価を行います。また、この委員会が評価した結果を公表します。

5 「障がい者」の表記について

多治見市では、平成20年度の公文書から「障害者」を「障がい者」と表記しています。ただし、次の用語、名称等については「障害者」と表記しています。

- (1) 法令等で定められている用語、名称等
- (2) 固有名詞

第2章

障がい者の現状について

1 障がい者の状況

1 身体障がい者の状況

多治見市内の身体障害者手帳交付年齢構成別の推移 (人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	68	65	66
18～64 歳	1,047	1,004	981
65 歳以上	3,798	3,646	3,652
総 数	4,913	4,715	4,699

資料：岐阜県身体障害者更生相談所（各年度3月31日現在）

多治見市内の身体障害者手帳交付等級別の推移 (人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	1,540	1,530	1,513
2 級	706	687	683
3 級	1,038	943	923
4 級	1,133	1,104	1,118
5 級	280	253	255
6 級	216	198	207
合 計	4,913	4,715	4,699

資料：岐阜県身体障害者更生相談所（各年度3月31日現在）

多治見市内の身体障がい種別別及び年齢構成別の推移

(人)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視 覚 障 が い	18 歳未満	4	2	2
	18～64 歳	59	59	56
	65 歳以上	233	216	216
	計	296	277	274
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	18 歳未満	6	6	8
	18～64 歳	55	57	57
	65 歳以上	267	241	248
	計	328	304	313
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 が い	18 歳未満	0	0	0
	18～64 歳	11	9	9
	65 歳以上	45	41	40
	計	56	50	49
肢 体 不 自 由	18 歳未満	46	46	46
	18～64 歳	609	564	550
	65 歳以上	1,924	1,775	1,747
	計	2,579	2,385	2,343
内 部 障 が い	18 歳未満	12	11	10
	18～64 歳	313	315	309
	65 歳以上	1,329	1,373	1,401
	計	1,654	1,699	1,720
合 計	18 歳未満	68	65	66
	18～64 歳	1,047	1,004	981
	65 歳以上	3,798	3,646	3,652
	計	4,913	4,715	4,699

資料：岐阜県身体障害者更生相談所（各年度3月31日現在）

2 知的障がい者の状況

多治見市内の知的障がい者の年齢構成別の推移 (人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	276	264	270
18～64 歳	699	728	750
65 歳以上	65	63	61
計	1,040	1,055	1,081

資料：岐阜県健康福祉部障害福祉課（各年度3月31日現在）

多治見市内の知的障がい程度別の推移 (人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A 判定	50	49	47
A1 判定	154	154	159
A2 判定	191	191	191
B1 判定	303	320	317
B2 判定	342	341	367
合 計	1,040	1,055	1,081

資料：岐阜県健康福祉部障害福祉課（各年度3月31日現在）

3 精神障がい者の状況

多治見市内の障害等級別の推移 (人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 級	232	230	256
2 級	418	462	501
3 級	102	98	105
合 計	752	790	862

資料：「東濃西部の公衆衛生」東濃保健所（各年度 3 月 31 日現在）

4 難病患者の状況

多治見市内の特定疾患認定者（※1）及び指定難病認定者（※2）の推移 (人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特定疾患認定者数	1	1	1
指定難病認定者数	796	661	703

資料：「東濃西部の公衆衛生」東濃保健所（各年度 3 月 31 日現在）

- ※1 特定疾患認定者：（平成 26 年 12 月 31 日まで）都道府県が実施する特定疾患治療研究事業に定められた疾病の患者
 ：（平成 27 年 1 月 1 日から）前記の疾病の患者のうち、指定難病にならなかった疾病の患者
- ※2 指定難病認定者：難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に定められた難病の患者

5 障害福祉サービス受給者証交付者数

多治見市の障害福祉サービス受給者証交付者数 (人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障がい者数※	7,502	7,222	7,346
受給者証交付者数	713	748	764

※ 障がい者数は、各手帳交付者数並びに指定難病認定者数及び特定疾患認定者数の合計です。

2 アンケート調査

アンケート調査については、別冊「多治見市障がいのある方の福祉に関するアンケート調査結果報告書」にまとめています。

3 障がい者団体との意見交換会による課題の整理

1 目的

障がい者本人やその家族等の現状や個別の具体的なニーズを把握するため、障がい者団体との意見交換会を実施しました。

2 意見交換会実施団体

○ 12 団体（順不同）

- ① 多治見重度心身障害者協会（重度心身障がい者の福祉増進を目的として活動する団体）
- ② 岐阜県聴覚障害者福祉協会多治見支部（聴覚障がい者の福祉増進を目的として活動する団体）
- ③ 多治見地区手をつなぐ親の会（知的障がい者の福祉増進を目的として活動する団体）
- ④ 多治見市肢体不自由児・者父母の会（肢体不自由児（者）の福祉増進を目的として活動する団体）
- ⑤ 東濃さつき会（精神障がい者及びその家族の福祉向上を目的として活動を行う団体）
- ⑥ 特定非営利活動法人 岐阜県難病団体連絡協議会（難病患者の医療・保健・福祉の増進を目的として活動する団体）
- ⑦ 岐阜県身体障害者福祉協会多治見支部（身体障がい者の福祉増進を目的として活動する団体）
- ⑧ 岐阜県視覚障害者福祉協会多治見支部（視覚障がい者の福祉増進を目的として活動する団体）
- ⑨ 岐阜県自閉症協会多治見市ブロック（自閉症児（者）の福祉増進を目的として、その家族が中心となって活動する団体）

- ⑩ 発達支援センター「ひまわり」保護者会（心身に障がいや発達に何らかの遅れや偏りがあり、発達支援センターひまわりに通う幼児を持つ親同士の交流等を行う保護者会）
- ⑪ 発達支援センター「なかよし」保護者会（心身に障がいや発達に何らかの遅れや偏りがあり、発達支援センターなかよしに通う幼児を持つ親同士の交流等を行う保護者会）
- ⑫ 東濃特別支援学校保護者会（東濃特別支援学校に通う子どもの福祉増進を目的として活動する保護者会）

4 意見交換会における主な意見の概要（順不同）**■多治見重度心身障害者協会**

施設について

- (1) 駅北庁舎地下駐車場は、雨にぬれずに庁舎に入れるところが良い。
- (2) 障がい者用駐車場は、幅も大事だが、車椅子の方は、トランクを開けて降りる方もいるため、長さも必要
- (3) 駅北庁舎駐車場の車止めは、目立つ色にしてほしい。
- (4) 踏切では、歩行者分のスペースを確保してほしい。
- (5) 市内スーパーの障がい者用駐車場で、立っている看板がトランク等を開ける際の邪魔になっているところがある。
車椅子はトランクから下すことが多いので、実際の利用時を想定して案内看板等を設置してほしい。
- (6) 図書館の車椅子用駐車場は、停めにくい。出入口の坂道がきつい。地上部分に障がい者用駐車場を設けてほしい。
- (7) 日常生活で障がい者に対して、あからさまに酷い対応をされることは、昔と比べて少なくなったと思う。
- (8) バスを利用する際、車椅子利用者は、乗降時に時間がかかるため。朝などの通勤時間帯では、他の乗客から嫌な態度を取られることがある。
- (9) 介護者である親が亡くなったとき、本人には福祉タクシーを利用してもらう必要がある。
- (10) コロナの影響で、グループホームがつぶれないか心配
- (11) そろそろ運転免許証の返納を考える年齢になってきた。
免許返納後は、子どもが施設へ行く際の移動手段を確保する必要がある。
- (12) 避難所が日常的に通っている事業所であると、障がい者本人は、一番安心できる。事業所に障がい者専用の避難所として協力してもらうようにしてほしい。
- (13) 障がい者がどこに避難するかなどの市が把握している情報を利用し、避難先にパーテーションなどの必要な備品を準備できるとよい。
- (14) 福祉避難所等への避難は、本人だけでなく家族単位で考えていただきたい。福祉避難所に避難を促されても、本人一人だけおいてくることはできない。
- (15) 防災無線は、男性の声だともってしまっていて聞き取れないことがあるため、女性の声が良い。

■岐阜県聴覚障害者福祉協会多治見支部

- (1) 新庁舎建設時には、駐車しやすい、地下ではない駐車場を用意してほしい。
駅北庁舎の地下駐車場はとても使いにくく、渋滞していることが多い。
聴覚障がい者は、なぜ渋滞しているのか話を聞くことができない。渋滞の理由がわからないため、事故かと思い、帰宅したことが何度かある。
- (2) 多治見駅の近くの十六銀行の横の交差点で、ぶつかりそうになったことがある。
音が聞こえないため、曲がり角で車が近づいていることに気づけない。
飛び出してくる人も多いため、歩行者がゆっくり進むよう看板やカーブミラーを増やしてほしい。
- (3) 旧保健センターの近くの高架下は、狭く危ない。
- (4) 多治見駅近くの大踏切は、車が通ると歩行者にとって危ない。広げてほしい。
- (5) A T M等で「利用についてわからないことは、電話してください。」と書いてあることがあるが、聴覚障がい者は電話ができないため、直接銀行窓口へ話を伺いに行く必要がある。
- (6) 店で質問をしたい時は、店員に筆談に応じてほしい。
- (7) 店内の耳マーク（※1）を利用して聴覚障がい者であることを伝えようと思うも、耳マークが物の影に隠れて、見えないことが多い。耳マークは見やすい位置に置いてほしい。
- (8) 買い物中、店内の放送が聞こえなかったり、店員に声をかけられても、無視していると思われることがある。
- (9) 最近レジで聞かれる「袋いりますか？」や「お箸いりますか？」は、聴覚障がい者には何を言っているかわからない。黙っていると、不審な目で見られる。
聴覚障がいは見た目で見分けづらい。

※1 耳マーク：耳が不自由なことを表すマーク

窓口等に設置された耳マークを、利用者が指すことで、自身の耳が不自由であることを表現できる。

利用者の耳が不自由なことが分かった場合は、筆談での対応や、はっきりと口元を見せて話すなどの配慮が必要



■多治見地区手をつなぐ親の会

- (1) 駅北庁舎の地下駐車場について、出入り口の左右の見通しが悪く、出るときに毎回歩行者が横切らないか心配になる。
- (2) 駅北庁舎地下駐車場の満車の電光掲示について、近くの交差点を曲がってからでないと満車かどうか分からない。もう少し前の交差点などから満車であることが分かるようにしてもらえると、予め立体駐車場に向かうことができる。
- (3) 多治見駅の北側ロータリーの「おもいやりスペース」(※1)によく車が停まっており、福祉事業所の送迎バスなどが止められないことがある。障がい者等に配慮するスペースであることが、視覚的にわかるよう、道路に色を付けてほしい。
- (4) 図書館等の古い公共施設は、多目的トイレの引き戸が重たく、開けづらい。
- (5) 駅など通勤に利用する施設では、障がい者がトイレを利用しやすいよう、洋式トイレを整備してほしい。
- (6) 多治見駅南側のロータリーについて、雨が降った際は、障がい者用乗降スペースに屋根がないため、障がい者が濡れてしまう。
一般の方が利用するスペースの利便性が低いと、配慮が必要な方向けのスペースを利用する方が増えてしまうため、どちらの整備にも力を入れるべき。
- (7) 地域自立支援協議会(※2)は、障がいを持つ方の意見を直接取り上げることができる会議だと思う。
年に一回の会議でなくても、月に1回行うワーキンググループのような部会で、市民の意見を取り上げ、今後に反映していけるよう協議していただきたい。
- (8) 太平公園付近の小さい踏切では、車椅子の前輪が引っかかったりして通りにくい。せめて横幅を広げるなどして、車椅子が通りやすくなるよう整備してほしい。
- (9) ケアマネージャーと相談支援専門員との相談の場を設けてほしい。

※1 おもいやりスペース：障がい者や妊産婦等の歩行が困難な方を配慮するため、多治見駅北側ロータリーなどで入り口に近く、降車しやすいスペースに用意されたもの。

※2 地域自立支援協議会：関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ることを目的に市が設置する協議会

■多治見市肢体不自由児・者父母の会

- (1) 特別支援学校でも、医療行為が必要な子は、校外学習の際に親が付き添う必要があり、親が働いている子は、参加できない。
看護師を市から保育園や学校に派遣することで、医療行為が必要な子もほかの子と同様に、入園や学校行事への参加ができるようにしてほしい。

- (2) 幼稚園に通園していた私の子どもは、話せない、歩けない状態であったが、まぶたの動きなどのしぐさをほかの園児が読み取ることで、コミュニケーションを取ることができていた。
- また、特別支援学校に入学してからも、居住地校交流（※1）で小学校の普通学級に年間30日ほど通うことができた。卒業式に呼んでもらい、ほかの生徒に援助してもらうことで、花道を通ることもできた。
- 支援や相談にのっていただいた市の方に大変感謝している。
- (3) 子どもが居住地校交流で小学校に通う際に、教室に行くため3階まで上がる必要があったが、ほかの生徒が車いすの持ち運びを手伝ってくれ、私が子供を抱き教室まで行っていた。
- エレベーターなどが無い学校でも、手伝ってもらうことで通学ができた。また、担任の先生も障がいがある方への支援について、子どもたちが学ぶよいきっかけになっていると話していた。
- 障がいのある方が地域で暮らすためには、例えば施設にスロープを着ければよい、というのではなく、人々がお互いに助けあえるような社会になることが大切だと思う。
- (4) 子どもが小学校で移動する際、ほかの生徒に車いすを押してもらっていた。初めは少しの段差で車いすが止まってしまう事もあったが、押してくれる生徒が6年生になるころには、止まりそうな段差などがわかり、車いすの扱い方も大変うまくなっていた。
- 目隠しや重りなどを付けて障がいを体験する授業も大切だと思うが、実際に障がいのある方と接することで、障がいのある方への理解がより深まると思う。
- (5) 車いすは、1、2センチの段差でも引っかかってしまうので、バリアフリー整備と書かれている施設でも困ることがある。
- (6) 駅北庁舎地下駐車場の障がい者用駐車スペースに、健常者であるのに駐車している方が多くいる。また、障がい者用駐車スペースが空いていても、満車として入れない。
- (7) 特別支援学校を卒業したあと、放課後等デイサービス（※2）が利用できないため、生活が心配である。生活介護の事業所が満員であるという話を聞いているので、卒業後利用できるかどうか心配。生活介護の事業所が増えるとよい。
- (8) 医療行為が必要な子どもは、通える場所の選択肢が狭まってしまう。より支援が必要であり、一人で過ごせない子ほど、通える場所が少なくなるという状況である。

※1 居住地校交流：特別支援学校の児童生徒が、自分の居住している地域の小学校、中学校に行き、児童生徒と一緒に学習活動を行うことで、つながりを深めながら将来の生活をより豊かにしていくことを目的とする活動

※2 放課後等デイサービス：学校教育法に規定する学校に就学している児童に対し、授業終了後又は休業日に障害児通所支援事業所で生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う障害福祉サービス

- (9) ショートステイ（短期入所）を利用できる事業所が少ない。市民病院は火曜日と金曜日しか利用できず、ジオホームは16時から翌日の9時までが利用時間であり、1日で預けることができない。
多治見市内で、緊急時に子どもを預けることができる施設が充分にあると安心できる。
- (10) 学校の校外学習に参加できない場合は、日中一時支援の事業所や、みんなの手（居宅介護）の方に預かってもらおうと聞いたことがある。家に一人であることはできない。
- (11) 日常的にペースト食を食べているが、電気が止まるとミキサーが使用できず新たに作れないため、非常用のペースト食をストックしている。水もとろみがないと飲めないため、とろみ粉もストックしている。
避難所に、通常の食事がとれない方のための食料も備蓄してあるとよい。
- (12) 千葉県台風災害の際に、市役所の電源だけが使える状態であったため、一つの部屋を、人工呼吸器を使用している人のために使っていたと聞いた。
多治見市でも最後に頼るところは多治見市役所になると思う。
- (13) 親亡き後の生活のために、グループホーム（※1）などに入所する話をするが、知的障がい重い人ほど、グループホームなどで共同生活をするのができず、行き先が狭まっていると感じる。
- (14) 相談支援専門員について、専門員一人で担当する障がいのある方の人数が年々増えており、障がいのある方一人ひとりに対応できる時間が少なくなっている。

※1 グループホーム：共同生活援助の通称。夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

■東濃さつき会

- (1) 避難所でトイレが普段通りに使えないことが心配。
- (2) 環境の変化に過敏に反応してしまう方がおり、共同生活中的普段と違う音やにおいで体調を崩す方がいる。
通常の避難所内にも、精神障がいや発達障がいの方に配慮するスペースが必要。
苦手な環境については、個人ごとに全く違うため、ひとりひとりへの配慮が必要。
- (3) 避難所生活が長期化した際に、服薬している方に薬を処方してくれる環境は、どの程度で整うか心配。
医師は、薬を多めに処方することがないため、飲み忘れの1日、2日程度しか予備がない。次の処方まで近い人ほど、薬の残りが少ない。
- (4) バリアフリー基本構想にある「こころのバリアフリー」の障がいへの理解について、精神障がいによって何ができないのかわからない方が多いと思う。健常者にどんなことができないのか知ってもらう必要がある。
- (5) 駅北庁舎の駐車場について、地下駐車場も立体駐車場も車が多く停まっている。
精神障がいは、外見でわかりにくいいため、障がい者用駐車場に停める際に、周りの目が気になる

- (6) 郊外に対するバス等の本数が減っているため、駅周辺だけでなく、郊外もしっかりバス等が利用できるよう本数を確保してほしい。
- (7) 平日 200 円上限バスの補助を、増やせないか。上限 100 円くらいが望ましい。
- (8) 精神障害者交通費助成について、再度制度を変更し、以前と同様の対象者へ交通費助成を行っていただきたい。
- (9) 精神障害者交通費助成に関する世帯の考え方を、障害者総合支援法に合わせて本人と配偶者を世帯として考えていただくことを、お願いしたい。
現在の制度だと、通所するためには、家族に交通費を出してもらい、自立のために通所していた方が、家族に遠慮してしまい、通所できなくなることがある。
福祉の制度として、障害者総合支援法に合わせた世帯の考え方や、障がい者が自立して生活、通所できる配慮などを踏まえて検討してほしい。
- (10) 事業所で農業の事業に取り組んでいく予定であり、将来的に給食センター等に野菜を取り扱っていただくことを目標としている。

■特定非営利活動法人 岐阜県難病団体連絡協議会

- (1) タクシーチケットの対象者が減ったことに不安を感じている。人工透析（※1）患者としては、今後どのように安定して通院できるかが重要と考えている。
人工透析患者は、高齢化しており、現在 65%ほどが、病院の送迎バスで通っている。
タクシーチケットの対象者が減ると、病院の送迎等の費用負担が増え、病院が送迎バスを運営できなくなり、将来的に透析患者が満足に通院できなくなってしまうのではないかと危惧している。
- (2) 病院の送迎バスが無くなると、自身で通院できない方の通院に関する費用負担が大きくなり、通院できなくなることも予想されるため、通院の補助として、病院のバス運営の助成などを市で行ってほしい。
- (3) タクシーチケットの対象者について、今年から自動車税の減免を受けている障がい者は、タクシーチケットの受給対象外となってしまった。
普段は、車で通院していても、手術後等は運転できないため、タクシーで通院する期間がある。
自動車税減免を受けている方に対して、タクシーチケットを一律に配布しないという方法ではなく、枚数を減らして支給する、手術等で必要な期間に対して支給するなど、例外の場合を設けてほしい。
- (4) 自身は、健康診断等が出た診断結果を軽く見ていて、腎臓の病気に気づくことが遅れてしまった。もう少し早く通院できていれば、透析になる時期を遅らせることができたかもしれない。
健康診断の結果等の内容を本人が理解し、再検査の徹底を行うことができれば、病気が重症化する方が減り、医療費等も節約できるのではないかと考える。

※1 人工透析：尿として排出される血液中の老廃物を、低下した腎機能の代わりに、人工的にろ過する治療法

- (5) 病院で透析している5時間ほどの間に、病院が率先して運動などの指導をしてくれるとよい。
透析が必要なこと以外は、自分で通院できる健康な体でいたい。
- (6) 透析になる方は、自覚症状が無く、気づいた時には、重い腎臓機能障がいになっている場合がある。腎臓等の異常が分かり次第、かかりつけ医から専門医を紹介し、早期の治療を行えるよう、医師に徹底してほしい。
- (7) 障がいがある方の育児について、一時的な預かり先の案内等、相談した際に、適切な機関へつなげてもらいたい。その人の状態等を考慮して、幼稚園利用者も状況に応じて保育園を利用できるようにするなど、柔軟な対応が必要。
- (8) 災害時の避難について、透析患者は、リンやカリウムなどを控えるように食事制限を行う必要がある。避難所に出される食事について、透析患者を考慮した食材があるとよい。
多治見第一病院では、血中のカリウム値を減少させるための「カリメート」という医療用医薬品が配布されており、災害時に携帯するよう指導されている。
- (9) 福祉医療費助成制度（※1）を継続してもらい、ありがたい。

※1 福祉医療費助成制度：障害者手帳所持者等に対して、病院等で治療を受けた時の自己負担額（保険診療分）が助成されるもの

■岐阜県身体障害者福祉協会多治見支部

- (1) 自販機の契約について、根本交流センターで競争入札があったと聞いた。身体障害者福祉協会の大きな収入源なので、競争入札とする前にご一報いただきたい。
- (2) コロナ感染の報道については、一部の情報しか報道されず、人数しかわからない。持病を持っている障がい者は、不安に感じている。
- (3) 自立支援医療等を利用すれば、PCR検査を無料で受けられるか、確認していただきたい。持病を持つ障がい者は、不安な生活を送っている。
- (4) 自身が住んでいる地域は、陸の孤島のように感じる。バス停までの距離は遠く、付近にポストもない。家の近くにポストを設置してほしい。
- (5) おもいやり駐車場（※1）の許可証については、身体障害者福祉協会の方でも申請されている方が少ないと思う。協会として率先して利用していくべき。
- (6) おもいやり駐車場の許可証を、ルームミラーにぶら下げたまま運転している方を見かけた。運転に支障をきたすため、しっかり駐車してから許可証をぶら下げるように徹底してほしい。
- (7) 駅北庁舎の車いす用のスロープが、道路に面していて、車いすの方などが信号で待っている方の目にさらされてしまうことが気になる。
- (8) 地下駐車場に停めて駅北庁舎に行きたいと思うが、毎回満車になっており、障がい者用駐車場も、一般の方が停めてしまっている。

※1 おもいやり駐車場：身体障がい者や妊産婦など、歩行が困難な方々の外出を支援するために設置された駐車場。利用者は、許可証を申請し、車のルームミラー等に許可証をぶら下げて利用する。

- (9) 側溝の蓋について、車椅子のタイヤが挟まるため、目の細かいものに変えてほしい。
- (10) 市役所本庁舎の外に多目的トイレを作っただけだと、市役所を利用する場合以外でも利用できるため、ありがたい。
- (11) 以前は、神社、仏閣が障がい者にとって利用しにくい場所であったが、市内のお寺で400万をかけてバリアフリーの整備を行った場所がある。
飲食店等を含めて、バリアフリーの整備をした場所などを積極的に広報するよう推進してほしい。
- (12) ETCの割引の申請に駅北庁舎へ行った際に、職員の対応が以前より良かった。バリアフリーの推進のため、今後もよい人材を育成していただきたい。

■岐阜県視覚障害者福祉協会多治見支部

- (1) 駅近くのスーパーの敷地内には、駐車場出口のところに段差があるため、危ない。柵を付けるなどして、安全を確保してほしい。
- (2) 虎溪用水広場について、点字ブロックや柵を置くなどして、視覚障がい者が水の中に間違えて落ちないようにしてほしい。
- (3) 図書館について、歩道から入り口までの点字ブロックを敷いてほしい。
- (4) 日常生活用具の購入費の上限について、他市の状況に合わせる必要はないと思う。しっかり上限の理由が説明できれば、多治見市が独自に決めていくものだと考える。
- (5) 目が見えない者は、文字などを見て情報が取れないため、ホームページなどを音声読み上げに対応するなどの配慮をしてほしい。
- (6) 障がい者に対する職員対応マニュアルについて、嘱託職員（会計年度任用職員）で知らない方が多くいる。
- (7) バスタク利用者を増加させるために、利用者が多くなるような運行ルートや、時間帯の変更などを考えていただきたい。
- (8) 視覚障がい者への文章は、読み取り機が読み取りやすい文書形式で送ってほしい。図や表は読み取れないことを考えてほしい。
- (9) 健常者は視覚障がい者のことに興味が無いように感じる。慣れたら大丈夫というものではない。
- (10) 市役所職員も視覚障がい者用の最新機器の取り扱い等について、研修をしてもらえるとよい。
- (11) マイナンバーカードと連携して、市役所の郵送事務の際などに、障害種別をわかるようにできないか。
- (12) 様々な申請自体の手続きを簡単にしてほしい。
- (13) 日常生活用具のパソコンの補助を拡大して、スマートフォンも対象にしてほしい。

- (14) 同行援護の職員からの意見だが、市内スーパーの店内の商品配置について、視覚障がい者は杖を利用して店内を動くため、棚の間が狭いと、杖をぶつけて商品を落としてしまう。支援者と障がい者が並んで歩くため、ある程度の幅は確保してほしい。
- (15) 産業文化センターの近くで、歩道の上に車が停まっていることがあり、車道を歩く必要があるときがある。
- (16) 産業文化センターの近くの石の椅子に座ろうとしたら、植木鉢だったことがある。椅子か植木鉢の形を変えてほしい。

■岐阜県自閉症協会多治見市ブロック

- (1) 成人期後半から高齢期の支援のあり方を検討し対策に取り組んでいただきたい。
- (2) 災害時やコロナ禍等の緊急時に、在宅者のショートステイや入所施設、入院治療等の受入先を公的に整備していただきたい。
- (3) 訓練等給付の自立訓練（生活訓練）は、東濃ではホーリークロスしか実施していないので、市内にもサービス提供できる事業所があるとよいと思う。
- (4) 災害時の避難生活、感染症緊急事態下の生活の困難さを理解していただくために、市役所職員・民生委員・自治会役員等に対し、自閉症・発達障害への理解のための研修を実施していただきたい。
- (5) 障害者理解に関するこころのバリアフリーについて、さらに様々な媒体を利用し、進めてほしい。
- (6) 公的施設内の表示を目で見て理解できるよう、配慮していただきたい。
- (7) コロナ感染時の対応について
 - ① 本人・家族が感染又は濃厚接触者になった場合
本人入院時の対応や家族が入院した場合本人をどうするか、県病院や市民病院でショートステイができないか等を、市と病院とで考えていただきたい。
 - ② 本人家族が自宅療養になった場合、福祉サービス（買い物代行等）をえるようにしていただきたい。
- (8) 親の介護をしている会員が多く、病院や老人ホームの付き添い、面会等がコロナの影響で一人という制限がかかっている、子ども同伴で行動ができない。
コロナ禍で移動支援の余暇支援も使いにくいいため、特殊な状況下での子どもに対する特例的な支援やサービスを考えていただきたい。
- (9) 幼児期の療育センターでの子どもの療育と並行し、親の障がい理解等の研修に力を入れていただきたい。
- (10) ライフステージを通じた教育・医療・福祉等の切れ目ない支援の充実と、実現のための対策を講じていただきたい。
- (11) 障がい者には薬を常用している方が多くいるため、公的機関と市内医療機関が連携し、災害等の緊急時でも薬が入手できるようにしてほしい。
東日本大震災の時は、多治見市にも薬の処方の影響があり、県病院で処方された二日後にしか薬を受け取れないことがあった。普段から薬を多めにもらうことができないため、多治見市で災害が起きたときを考えると不安である。

■発達支援センター「ひまわり」保護者会

- (1) 発達相談のチラシをわかりやすくして、気楽に相談に行けるようにしてほしい。
- (2) 発達支援センターひまわりが遠くて通いにくいので、駅周辺など通いやすい場所へ建設してほしい。
- (3) 発達支援センターひまわりは自然があり、安全に散歩ができる環境が良い。
- (4) 新しく整備する発達支援センターは、自然と触れ合えて、身体を思いっきり動かせる場所を整備してほしい。
- (5) 新しく整備する発達相談支援センターへは、市バス等公共交通機関で通所することもあるため考慮して整備してほしい。
また、子どもに対する利用料金等の助成が欲しい。

■発達支援センター「なかよし」保護者会

- (1) 子どもの病気について、救急車を呼んで対応したが、病院での対応が良くなかった。
- (2) 私立保育園では病気を理由に断られがちなので、特に精華校区内において公立の保育園の設置を望む。
- (3) 太平公園の駐車場から公園へいく際に段差があり、ベビーカー等を押し横断すると車両の往来が多く危険である。
- (4) 駅北庁舎地下駐車場の満車表示を、もっと手前や他の箇所に掲載してほしい。
- (5) 発達支援センターの統合について、学校や幼稚園と複合化すると、園に通いながら、発達支援センターに通所している子だという健常者の方から偏見の目で見られることが気になる。
- (6) 統合し、一つの施設になることは、ステップアップ等目標が明確になって良いと思う。
- (7) 偏見等がなくなるように、学校等の教員や生徒の勉強を十分に行ってほしい。
- (8) 休憩時間等に小学生や幼稚園児と激突して怪我をしないように配慮してほしい。
また、送迎時間、児童が外にいると危険なので配慮してほしい。

■東濃特別支援学校保護者会

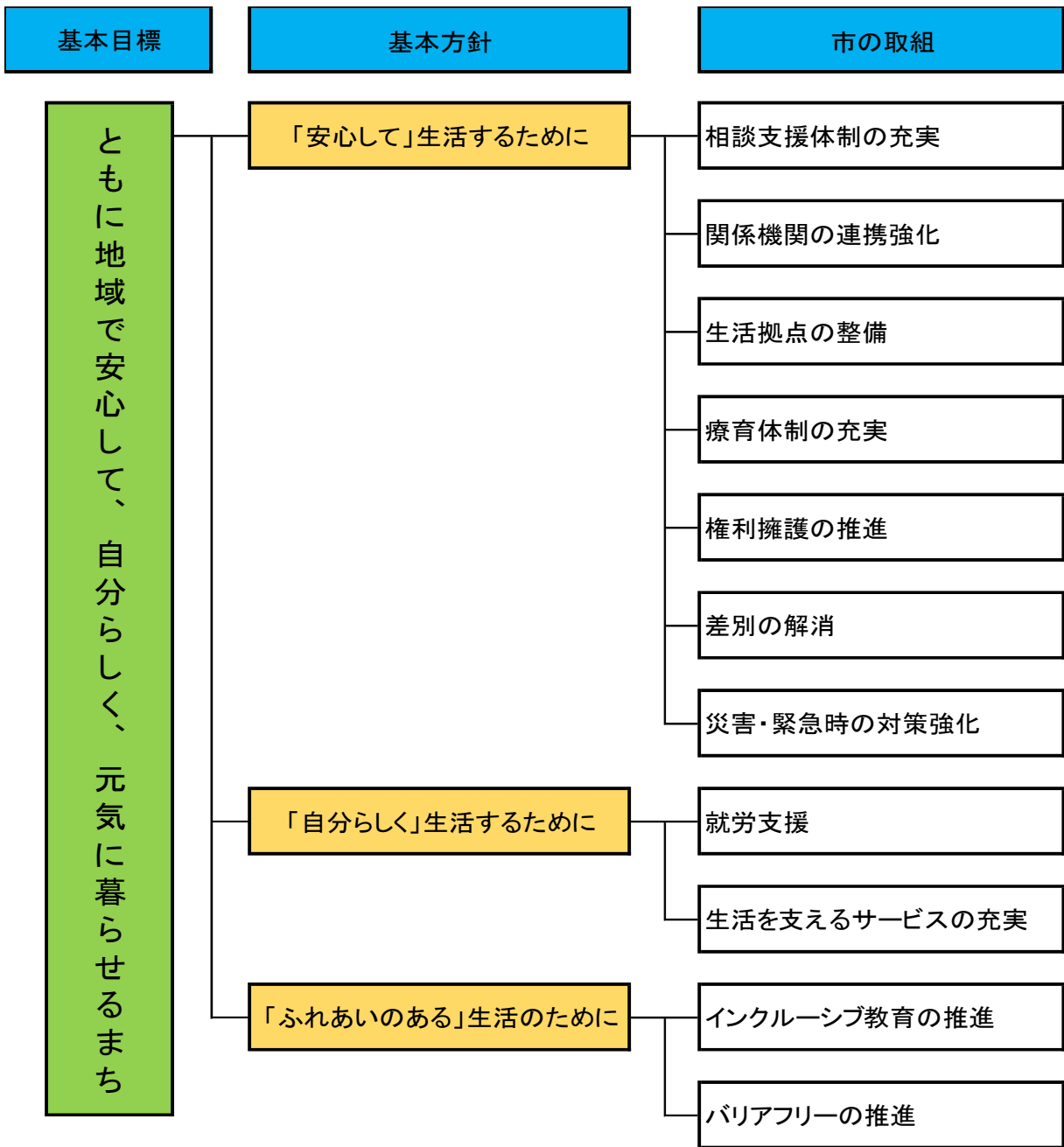
- (1) 駅北庁舎の多目的トイレの扉が軽く開けやすいのはいいが、すぐ閉まってしまい、バギーや車イス等の利用者には不便
- (2) 駅北庁舎地下駐車場の障害者用駐車スペースが埋まってしまい、駐車したい人が駐車できないことがある。
- (3) 市内公共施設の多目的トイレの設置数が少なく、利用したいときに利用できない。
- (4) 点字誘導ブロックは、車いすの人たちにとっては危険である。
今後、歩道を広くとって避けられるようにしてほしい。
- (5) 東濃特別支援学校の送迎バスの乗り降りをバロー文化ホールで行っているが、使いにくい。乗り降りする場所には屋根がないため、雨が降ると肢体不自由者や車いす利用者は濡れてしまう。また、文化会館でイベント等を行っているためロータリーにバスや、送迎車両が入れないこともあるため不便
- (6) バロー文化ホールの障がい者用駐車スペースは草が生え、地面がガタガタなので直してほしい。
- (7) バロー文化ホールの車いす用鑑賞者席から舞台が見にくいことがある。
- (8) 児童が利用できる短期入所のニーズは高い。窓口は市なので、市として設置を推進するべきでないか。
- (9) 短期入所においてはレスパイト（※1）的な要素も含んでいるため定期的に使えるようにしてほしい。
- (10) 東濃特別支援学校の生徒が学童を利用することができるようにしてほしい。
地域の子との交流が良い刺激になるため前向きに検討してほしい。
- (11) 放課後等デイサービスに通所できなくなった児童がいる。介護等により家族も疲弊している。そのような際の相談先を明確にしてほしい。
- (12) 災害時、命を守るために電源を必要とする人への支援が欲しい。
- (13) 車いす用の駐車スペースには屋根をつけてほしい。

※1 レスパイト（レスパイト・ケア）：障がい者や高齢者などを介護している家族に、支援者が介護を一時的に代替することで、家族の介護疲れ等を減少させること。

第 3 章

第 7 期多治見市障害者計画

1 施策の体系



- | 重点課題 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際の災害を想定した福祉避難所マニュアル等の整備 ・ 「親亡き後」の生活に向けた準備等の啓発 ・ 就労支援等の推進 ・ 障がい児療育支援の充実 |

2 基本目標

ともに地域で安心して、自分らしく、元気に暮らせるまち

障がい者が社会の一員として、ともに元気に地域で安心して生活することができることを基本として、障がい者一人ひとりが決して社会的に孤立することなく、社会とのつながりを持ちながら、自分らしく元気に地域で生活することができるまちを目指します。

3 基本方針

1 「安心して」生活するために

障がい者の地域生活における自立と社会参加を支援するために、その生活を支える身近な地域において安心した暮らしを築くための仕組みをつくります。

2 「自分らしく」生活するために

自らのことは自らの意思に基づいて選択することができ、障がいの程度や支援の有無に関わらず、自分自身の生き方に誇りと責任を持ちながら、自分らしく生活することができるまちを目指します。

3 「ふれあいのある」生活のために

どのような暮らしの場にあっても、家族や友人、生活を支援する人等、様々な人たちとのふれあいの中で社会とのつながりを実感でき、一人ひとりの役割が活かされるような社会を目指します。

4 重点課題

1 実際の災害を想定した福祉避難所マニュアル等の整備

- ① 実際の災害を想定した、福祉避難所設営マニュアルの整備
- ② 実際の災害時に利用できる、福祉避難所利用者マニュアルの整備
- ③ マニュアルを利用した避難訓練の実施
- ④ 避難訓練で生じた問題点等の改善、マニュアルの更新
- ⑤ 作成した利用者マニュアルの配布、啓発

2 「親亡き後」の生活に向けた準備等の啓発

- ① 成年後見制度内容の周知、中核機関の設置
- ② 親亡き後、孤独者となる障がい者の把握
- ③ 障がい種別が定まってない障がい者の相談支援体制の整備
- ④ 親亡き後の支援に関する手続き等の相談先の周知、啓発

3 就労支援の推進

- ① 市内企業からの優先調達機会の拡大に向けた検討
- ② 障害者就労施設等の周知・啓発
- ③ 就労継続支援事業所等と農福連携などに関する情報共有
- ④ 市内企業の障がい者雇用の促進

4 障がい児療育支援の充実

- ① 発達支援センター「なかよし」及び「ひまわり」の統合整備
- ② 市内事業所との連携強化による、療育体制の見直し
- ③ 法定の「児童発達支援センター」の設置に向けた検討

5 市の取組

1 相談支援体制の充実

個々の障がい者の心身の状況、意向、環境等に対応し、安心して相談できる総合的な相談支援体制を整備します。

また、地域共生社会の実現に向け、地域自立支援協議会等を通じ、関係機関の情報共有、連携強化を図り、相談支援体制の充実を図ります。

依存症対策を含め、相談機関・医療機関・自助団体等と密接した連携を推進します。

相談支援体制の充実に向けて		取組内容	担当課
1	適切なサービスの提供を行うためのケアマネジメントの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース会議の開催（随時） ・社会福祉事務所ケースワーカーの研修実施 	福祉課
2	相談支援事業者との連携による相談支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターのより充実した運用 ・相談支援事業者との情報交換 ・ケース会議の開催（随時） 	福祉課
3	地域自立支援協議会による連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会の開催 ・相談支援に係る専門部会の開催 	福祉課
4	相談窓口の連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の内容により、関係部署の担当者が、複数で相談を実施 ・関係部署間での情報の共有化 ・医療・相談機関、自助団体等との連携を推進 	福祉課 子ども支援課 保健センター 教育推進課

2 関係機関の連携強化

障がい者の地域生活を支援するため、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係機関と連携して、地域の実情に応じた総合的な支援体制を整備します。

併せて、地域生活の支援を担う人材の確保に向け、県が行う研修会等の広報・周知を推進します。

関係機関の連携強化に向けて		取組内容	担当課
1	地域自立支援協議会による連携（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 地域自立支援協議会の開催 相談支援に係る専門部会の開催 	福祉課
2	民生児童委員協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員協議会へ障害福祉サービス等の周知 民生児童委員との情報交換（随時） 	福祉課 高齢福祉課
3	特別支援学校等の教育機関と連携し、情報収集やケアマネジメントを実施	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校等とのケース会議の開催（随時） 	福祉課
4	福祉サービス提供事業者との連携を強化し、情報収集やケアマネジメントを実施	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供事業者とのケース会議の開催（随時） 県が開催する研修会等の参加の推進 	福祉課
5	障がい者団体との意見交換会の開催、情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> 意見交換会の開催（各団体年1回） 	福祉課
6	幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校間における支援の連携	<ul style="list-style-type: none"> 幼保小連絡会、小中連絡会の開催 中高連絡会を開催 スマイルブックの活用 	子ども支援課 教育相談室
7	幼稚園、保育園、小学校、中学校における外部機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校のセンター的機能（相談、訪問、研修等の支援）の活用 教育相談室のセンター的機能による園や学校への支援 	子ども支援課 教育相談室

3	生活拠点の整備
---	---------

障がい者が、施設や病院から地域で自立した生活へ移行できるよう、体制を整備します。

また、保護者の高齢化、親亡き後に一人暮らしを余儀なくされる障がい者が地域で安心して生活できる体制を整備します。

生活拠点の整備に向けて		取組内容	担当課
1	障がい者が生活するためのグループホームの新規設置	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの整備を支援 ・整備に関する相談先の周知 	福祉課
2	施設や病院等との連絡調整を行い、グループホームへの移行を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース会議の実施（随時） 	福祉課
3	適切なサービスの提供に向けた事業者への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・情報等の提供（随時） 	福祉課
4	障害福祉サービス、地域生活支援事業の周知・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やパンフレットを活用した周知（年1回以上） 	福祉課
5	地域生活支援拠点等を圏域に1箇所整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の整備に向け、東濃5市で検討 	福祉課
6	市営住宅の入居において、障がい者、高齢者、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者等の配慮すべき世帯の住居確保	<ul style="list-style-type: none"> ・定期募集時における優先度等の配慮 	建築住宅課

4 療育体制の充実

子どもの障がいについて、子どもの成長過程に応じ、早期から適切な療育を行います。

また、適切な療育が受けられるよう、関係機関の連携強化、相談支援体制の充実に図ります。

療育体制の充実に向けて		取組内容	担当課
1	子どもの発達についての相談（対象：就学前の乳幼児）	・発達支援総合窓口相談の実施（週4日）	保健センター
2	保育及び教育と連携し、障がい児の相談・支援の充実	・障がい児巡回支援専門員により幼稚園、保育園、小学校等を訪問	子ども支援課
3	関係施設との連携による障がい児の総合的な発達の支援	・発達支援センターの整備方針策定・整備実施 ・発達支援委員会の開催	子ども支援課
4	障がい児の生活能力向上のための訓練や、社会との交流の促進において質の高い療育の場を提供	・放課後等デイサービス事業所を訪問しての療育への取組状況の把握及び質の向上に向けた運営への働きかけ	子ども支援課
5	障がい児の日中の居場所を確保し、保護者の負担を軽減	・放課後児童クラブでの受入れ実施 ・医療的ケア児に対する支援について、担当課で検討	教育推進課 子ども支援課
6	幼稚園、保育園、療育機関等の関係者を対象に研修会等を実施	・研修会等の実施（年2回）	子ども支援課
7	幼稚園、保育園、発達支援センターの連携	・発達支援センターにおいて実施している保育所等訪問支援事業の充実	子ども支援課

5	権利擁護の推進
----------	----------------

障がい者の虐待の防止及び早期発見のため、関係機関と連携し、啓発活動に取り組みます。

また、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を推進します。

権利擁護の推進に向けて		取組内容	担当課
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止センター機能の周知 ・ 虐待防止のための情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報やパンフレットを活用した周知、情報収集（随時） 	福祉課
2	虐待防止の認識を広めるための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報やパンフレットを活用した周知（随時） 	福祉課
3	サービス提供事業者からの情報収集を行い、サービス提供時の虐待を防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供事業者への訪問による情報収集（随時） 	福祉課
4	個々の障がい者の状況に応じた成年後見制度の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度利用支援事業の実施 	福祉課
5	障がい者が、犯罪に巻き込まれないための地域ぐるみでの防犯への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度利用支援事業の実施 ・ 広報やパンフレットを活用した周知（随時） 	福祉課

6 差別の解消

障がいを理由とする差別の解消に向け、啓発活動に取り組みます。

また、研修等を通じ、市職員の障がい者への対応の質を高めます。

差別の解消に向けて		取組内容	担当課
1	障害者差別解消法の周知	・ 広報やパンフレットを活用した周知（随時）	福祉課
2	障がい者に対する市職員の対応の向上	・ 職員対応要領の見直し ・ 職員対応要領を活用した周知 ・ 会計年度任用職員を含めた研修会等の実施	福祉課 人事課
3	差別の解消に向けた体制を整備	・ 関係機関との連携・協議 ・ 既存の相談支援体制の再整備 ・ 差別の解消に向けた取り組みに関わる情報の収集、整理及び提供	福祉課

7 災害・緊急時の対策強化

避難行動要支援者の把握を強化するとともに、的確な情報提供を図ります。

また、障がいに応じた避難所の開設に向けたマニュアルを策定し、周知を図ります。

災害・緊急時の対策強化に向けて		取組内容	担当課
1	災害時や緊急時における障がい者への的確な情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・多治見市緊急メールの普及啓発 ・一斉ファックス、メール119による情報の送受信 ・防災情報アプリによる情報発信 	福祉課 企画防災課
2	避難行動要支援者の避難支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の更新 ・避難行動要支援者や地域支援者への普及啓発 	福祉課 高齢福祉課 企画防災課
		<ul style="list-style-type: none"> ・逆手挙げ方式導入による名簿登録者の拡大 ・避難行動要支援者支援マニュアルの整備 	企画防災課
3	障がい者が安心して生活ができるよう関係機関と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・支援関係者への情報提供等 ・高齢者見守りネットワーク協力機関との連携 ・孤立死／虐待死ゼロのまち協力隊との連携 	福祉課 高齢福祉課
4	障がいに応じた避難所の開設に向けたマニュアルの策定、周知	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を含めた、避難所開設・運営の手引きの見直し ・福祉避難所設置・運営マニュアルの整備 ・広報やパンフレットを活用した周知（随時） 	福祉課 企画防災課

8 就労支援

関係機関や就労支援事業者等と協力し、障がい者の就労を支援します。

また、障がい者就労施設等の製品等を積極的に購入するよう努めます。

就労支援に向けて		取組内容	担当課
1	就労支援サービスによる就労支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援サービス事業者に関する情報提供 ・就労継続支援事業所等と農福連携に関する情報共有 	福祉課
2	多治見市障害者活躍推進計画に基づき、市の機関において障がい者の雇用を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者採用における法定雇用率の遵守 ・採用計画立案時（3月）に障がい者枠採用（正規職員）の実施検討 ・会計年度任用職員（障がい者対象）の公募の定期的実施 	人事課
3	障がい者施設からの調達を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者施設からの調達方針の策定と調達実績の公表 ・庁内への依頼 ・民間事業者への啓発 ・常設店設置に向けて、市内各課及び市内事業所等と検討 ・事業所製品取りまとめシステムの周知 	福祉課
4	事業者の障がい者雇用を促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対する情報の提供 	産業観光課

9	生活を支えるサービスの充実
---	---------------

障がい者が、住み慣れた地域で、自立して自分らしく生活するためのサービスの充実に努めます。

生活を支えるサービスの充実に向けて		取組内容	担当課
1	適切なサービス提供を行うためのケアマネジメントの強化（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議の開催（随時） ・ 社会福祉事務所ケースワーカーの研修実施 	福祉課
2	地域生活支援事業について、必要なサービスが提供できるよう事業者を確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援事業の事業者確保 ・ サービス提供事業者へのサービス内容説明の実施 	福祉課
3	障がい者の日中活動の場を確保するため、生活介護事業所の整備の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護サービス提供事業者の確保 	福祉課
4	医療行為の必要性が高い障がい者が利用できる施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の確保を引き続き岐阜県等へ要望 	福祉課
5	聴覚障がい者等の日常生活を支援する手話通訳者、要約筆記者等の登録者数の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話奉仕員養成講座修了者（新規10人） ・ 要約筆記者養成講座修了者（新規5人） 	福祉課
6	視覚障がい者等のガイドヘルパーを派遣できる事業者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供事業者 2箇所 	福祉課
7	視覚障がい者等の読書環境の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内図書館等において、音声訳図書の設置を推進 	福祉課

10 インクルーシブ教育の推進

障がいのある子どもとない子どもが同じ場で学び、障がいのある子どもが能力を発揮するための環境の充実を図ります。

また、子どもの頃から障がいに対する正しい知識と理解を深めるため、福祉教育を推進します。

インクルーシブ教育の推進に向けて		取組内容	担当課
1	福祉教育読本を利用して小学校、中学校で福祉教育を推進	<ul style="list-style-type: none"> 福祉教育読本（小学生用・中学生用）の利用促進 福祉教育読本（小学生用・中学生用）の改訂 	福祉課 教育研究所
2	園や学校の行事、授業等における障がい児と地域の幼稚園、保育園、小学校、中学校の園児、児童、生徒の交流	<ul style="list-style-type: none"> 園や学校の行事、授業等での交流 居住地校交流事業（交流籍）を活用した交流及び共同学習の実施 	子ども支援課 教育相談室
3	特別支援教育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> キキョウスタッフの配置 発達相談の充実 通級指導教室の指導の充実 	教育相談室
4	教師や関係職員の専門性向上	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修会の実施（年4回） 特別支援学校免許の取得を推奨（年2回） 	子ども支援課 教育相談室

5	一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル教科書の提供 ・補聴援助システム（送信機）の貸与 ・個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎ ・スマイルブックの配布・活用 ・スマイルブック引継ぎ会の実施 	教育推進課
		<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの授業づくり ・タブレット端末を活用した効果的な学習の実施 	教育研究所 教育相談室
6	就学相談、就学先決定に関わる支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・就学に関わる早期からの情報提供 ・支援チームによる園や学校への巡回相談の実施 	子ども支援課 教育相談室

11 バリアフリーの推進

障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、様々なバリアを取り除き、お互いに尊重し合い、支え合う社会づくりを推進します。

市の取組及び取組内容に関しては、「多治見市バリアフリー基本構想」で定めています。

第 4 章

第 6 期多治見市障害福祉計画

1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度として、次の目標を設定します。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 相談支援体制の充実・強化（新たな項目）
- (6) 障害福祉サービス等の質の向上（新たな項目）

1 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進めるために、現在施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込んだ上で、令和5年度末時点で地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

項目	数値	備考
令和元年度末の施設入所者数(A)	122人	
令和5年度末の施設入所者数(B)	122人	
【目標値】削減見込(A-B)	0人(0%)	国の目標1.6%
【目標値】地域生活移行者数	8人(6.6%)	国の目標6%

【目標値設定の考え方】

- 施設入所者数は、施設入所者の高齢化及び重度化が進み、入院や死亡が退所理由であることが増えているため、地域生活への移行が難しい状況や障がい者の将来のニーズを見据え、現状維持とします。
- 施設入所者の地域生活への移行は、地域生活を望む入所者の希望を実現しつつ、緊急度が高く真に入所が必要な待機者が入所できるよう可能な限り推進します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備し、地域における保健・医療・福祉の連携支援体制の強化を行うことで、1年以上長期入院患者のうち地域生活へ移行が可能になる人及び早期退院が可能になる人の増加を目指します。

※ 今期の計画には精神病床における長期入院患者の地域移行に伴うサービスは、見込んでおりません。

項目	令和元年度	令和5年度
【目標値】保健・医療・福祉関係者による協議開催	—	年1回

【目標値設定の考え方】

- 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神科医療機関、その他医療機関、地域援助事業者、市などの連携による支援体制を充実させ、保健・医療・福祉関係者による協議を定期的に開催します。

3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等とは、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に対応するため、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の機能を満たす拠点です。本市では、令和5年度末までに、東濃圏域での設置、運用を目標とします。

項目	令和元年度	令和5年度
【目標値】地域生活支援拠点等の整備	—	圏域で1つ

【目標値設定の考え方】

- 厚生労働省の定める指針においては、令和5年度末までに年1回以上の運用状況の検証及び検討を行うことを目標としています。
- 地域生活支援拠点等の整備完了後においても、機能の充実・強化に向けた継続的な検証を行います。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練））を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。また、今回からは、この目標を達成するため、就労移行支援事業等のそれぞれについて、利用者数に係る目標値を設定します。

あわせて、就労定着支援事業の利用率の目標値を設定します。

項目	数値	備考
令和元年度年間一般就労移行者数	7人	
【目標値】令和5年度年間一般就労移行者数	10人(1.4倍)	国の目標1.27倍

項目	数値	備考
令和元年度末の一般就労移行者数のうち就労移行支援事業利用者数	5人	
【目標値】令和5年度末の一般就労移行者数のうち就労移行支援事業利用者数	7人(1.4倍)	国の目標1.3倍

項目	数値	備考
令和元年度末の一般就労移行者のうち、就労継続支援A型事業利用者数	2人	
【目標値】令和5年度末の一般就労移行者のうち、就労継続支援A型事業利用者数	3人(1.5倍)	国の目標1.26倍

項目	数値	備考
令和元年度末の一般就労移行者のうち、就労継続支援B型事業利用者数	0人	
【目標値】令和5年度末の一般就労移行者のうち、就労継続支援B型事業利用者数	0人(倍)	国の目標1.23倍

項目	数値	備考
【目標値】令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合	10割	国の目標7割
【目標値】令和5年度の就労定着支援による職場定着率が8割以上の事業所数	2事業所(10割)	国の目標7割

【目標値設定の考え方】

- 厚生労働省の定める指針においては、令和5年度における福祉施設から一般就労に移行する者の数は、令和元年度実績の1.27倍以上とすることとされています。本市では、関係機関と連携することで、令和5年度において、令和元年度実績の1.4倍以上を一般就労に結びつけることを目標とします。
- 今回から新たに、一般就労移行については就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業のそれぞれについて、移行者数の目標値を定めることとなりました。各事業における国の目標、本市の目標は上記のとおりですが、本市では、いずれも市の利用実態を踏まえた目標値としています。
- 厚生労働省の定める指針においては、令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとされています。本市においては、一般就労移行者全員が就労定着支援事業を利用することを目標とします。
- 厚生労働省の定める指針においては、令和5年度末における就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標としています。本市においては、市内就労定着支援事業所の2箇所が厚生労働省の定める指針を達成することを目標とします。

5 相談支援体制の充実・強化

本市では、東濃圏域で連携し、基幹相談支援センターの設立等、相談支援体制の整備に向けて取り組んでいます。

しかし、障がい者等の増加などにより、相談支援事業所等に対する更なる支援が求められていることから、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行くための目標を設定します。

項目	令和元年度	令和5年度
【目標値】基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的、専門的な相談支援を実施する体制の整備	設置済み	設置済み
【目標値】基幹相談支援センター・委託相談支援事業等による地域の相談事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や連携会議等の開催(回数)	年1回	年2回

【目標値設定の考え方】

- 基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所で個別に対応することが難しいケース等を相談することで、障がいの種別や各種のニーズに総合的・専門的に対応することが可能になりました。今後は、連携会議での定期的な情報交換の場の提供や、相談支援事業者の人材育成を行うことを目指した研修会等を整備していきます。

【発達障がい者等に対する支援】

発達障がい者等に対する子育てについて、相談できる場が少なく、また子育て経験者を探すことも難しいため、子育てや経験者との交流について支援等を行います。

項目	令和元年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	未実施	実施に向け検討
ペアレントメンターの人数	未実施	実施に向け検討
ピアサポートの活動への参加人数	未実施	実施に向け検討

【目標値設定の考え方】

- 発達障がい者等の保護者に対する支援は、発達支援センターの統合事業（令和6年開設予定）に合わせ、検討を行います。そのため、本計画期間では検討中としています。

6 障害福祉サービス等の質の向上

近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められているため、本市の障害福祉サービス等の質を向上させるための目標を設定します。

項目	令和元年度	令和5年度
【目標値】県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加	—	年1回
【目標値】障害自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施	—	年3回

【目標値設定の考え方】

- 障害福祉サービス等に携わる者への各種研修の実施、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果や指導監査結果などの情報共有を行う機会・体制の構築を進めていきます。

2 障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保の方策

1 訪問系サービス

(1) サービスの概要

項目	概要
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者など、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供や援護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目	単位	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人分	70	72	74	76	78
	時間分	808	830	860	890	920
重度訪問介護	人分	2	1	1	1	1
	時間分	166	180	180	180	180
同行援護	人分	12	12	13	13	13
	時間分	91	100	110	110	110
行動援護	人分	1	1	1	1	1
	時間分	2	2	2	2	2
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0

(3) 見込量の確保のための方策

- 事業者に対して、広く情報提供を行うなど、介護保険事業所をはじめとする事業者の参入促進を図ります。
- 今まで利用していた人だけでなく、新たな利用者も見込まれるため、利用意向を踏まえた上で、適切なサービスが利用できるよう努めます。

2 日中活動系サービス

(1) サービスの概要

項目	概要
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間の入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者は、雇用契約に基づき働きます。
就労継続支援(B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者は、雇用契約に基づかず働きます。

<p>就労定着支援</p>	<p>就労移行支援等の利用を経て一般企業等に就労した人の生活面の支援、企業等との連絡調整を行います。</p>
<p>療養介護</p>	<p>医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。</p>
<p>短期入所(福祉型・医療型) (ショートステイ)</p>	<p>自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め障害者支援施設又は医療機関で、入浴、排せつ、食事の介護など行います。</p>

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目	単位	実績量	見込量				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生活介護	人分	249	253	257	261	265	
	人日分	5,114	5200	5250	5350	5450	
自立訓練 (機能訓練)	人分	0	0	0	0	0	
	人日分	0	0	0	0	0	
自立訓練 (生活訓練)	人分	5	5	6	6	6	
	人日分	94	100	110	110	110	
就労移行支援	人分	30	35	40	45	50	
	人日分	552	650	750	850	950	
就労継続支援 (A型)	人分	127	135	140	145	150	
	人日分	2,606	2700	2800	2900	3000	
就労継続支援 (B型)	人分	191	200	210	220	230	
	人日分	3,401	3500	3600	3700	3800	
就労定着支援	人分	12	15	17	19	21	
療養介護	人分	9	9	9	9	9	
短期入所 (福祉型)	者	人分	35	36	37	38	39
		人日分	210	216	222	228	234
	児	人分	2	2	4	5	6
		人日分	4	4	8	10	12
短期入所 (医療型)	者	人分	1	4	4	5	5
		人日分	4	16	16	20	20
	児	人分	2	4	4	5	5
		人日分	14	28	28	35	35

(3) 見込量の確保のための方策

- 日中活動系サービスの適切な利用を図り、施設入所者の地域生活への移行を促します。
- 利用ニーズに応じたサービスの確保ができるよう、既存のサービス提供事業所と連携しながら、利用定員の拡大や新規事業の参入を促進します。
- 新規参入事業者に対して広く情報提供を行うとともに、既存事業所に対しても、多機能型による事業運営を提案する等、参入を促します。
- 就労移行支援によって就労に結びつかなかった利用者に対しても、就労継続支援の利用を促すとともに、就労継続支援の利用者が一般就労につながるよう支援します。
- 一般就労に移行した障がい者が、安定した就労生活を継続できるよう支援します。
- 市が率先して障がい者福祉施設に事業委託することにより、施設外作業を通して就労意欲を高められるよう努めます。
- 特に日常的に医療的ケアを必要とする重度障がい児者の家族が、身近な地域で安心してレスパイトサービス（※1）が利用できるよう、医療機関をはじめとする事業所への運営支援等を通じて、医療・福祉の人材の育成・確保に努めます。

※1 レスパイトサービス：介護の必要な障がい者や高齢者を一時的に預かり、家族の負担を軽くする援助サービス

3 居住系サービス

(1) サービスの概要

項目	概要
自立生活援助	夜間や休日、一人暮らしの住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目	単位	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人分	—	0	2	2	2
共同生活援助 (グループホーム)	人分	85	85	100	110	120
施設入所支援	人分	122	122	122	122	122

(3) 見込量の確保のための方策

- 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を促進します。また、グループホームの整備にあたって、地域住民の理解が得られやすいように、障がい者及びグループホームに対する理解の促進を図ります。
- 施設入所支援は、地域におけるセーフティネットの役割を担っており、そのニーズは依然として根強くあることから、グループホームや介護保険施設等との役割分担を明確にししながら、適切な支援の確保に努めます。

4 相談支援

(1) サービスの概要

項目	概要
計画相談支援	障害福祉サービスを適切に利用できるようサービス利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業所等との連絡調整を行います。
地域移行支援	入所、入院している人のうち、地域生活への移行のための支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身等で生活する人のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保など緊急時に相談や必要な支援を行います。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目	単位	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人分	173	175	180	185	190
地域移行支援	人分	0	0	0	0	0
地域定着支援	人分	0	0	0	0	0

(3) 見込量の確保のための方策

- サービス等利用計画案の対象者の拡大に伴い、相談支援提供体制の量的拡大を進めるとともに、サービス等利用計画の見直しや困難事例への対応が十分に機能するよう、人材育成及び地域体制の強化を図ります。

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 相談支援事業等

(1) サービスの概要

項目	概要
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がい者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、障がい者やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に要する経費の補助を行います。
相談支援事業	地域の障がい者の福祉に関する問題に対し、障がい者、その保護者や介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行います。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障がい者の障害福祉サービスの利用契約の締結や財産の保護が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対しての支援を行います。
市民後見人等人材育成事業	判断能力が不十分な障がい者の障害福祉サービスの利用契約の締結や財産の保護が適切に行われるようにするため、親族以外の方が後見人となる市民後見人を育成します。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目	実績量	見込量				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	
相談支援事業(箇所数)	7	7	7	7	7	
成年後見制度利用支援事業(利用者数)	52	52	55	58	61	
市民後見人等人材育成事業	未実施	未実施	実施に向け検討			

(3) 見込量の確保のための方策

- 相談支援事業がサービス調整にとどまらず、障がい者の地域での暮らしを支援できるよう、事業者の質的向上を進めます。
- 障がいについての理解を地域全体で高めるために、必要な情報提供や啓発活動に努めます。

2 コミュニケーション支援事業

(1) サービスの概要

項目	概要
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者、要約筆記者などの派遣、市が発行する文書などの点訳・音声訳などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

(2) サービスの見込量 (年間)

項目	実績量	見込量			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣利用件数	86	50	80	80	80
要約筆記者派遣利用件数	30	15	25	25	25

(3) 見込量の確保のための方策

- 障がい者に対し、コミュニケーション支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- 登録手話通訳者・要約筆記者等の人数を増やすとともに、技術向上に努めます。
- 市が発行する文書等の点訳・音声訳等による情報提供を進めます。

3 日常生活用具給付等事業

(1) サービスの概要

項目	概要
日常生活用具給付等事業	障がい者に対し、毎日の暮らしの手助けとなる日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ります。

(2) サービスの見込量

(年間、単位：件)

項目	実績量	見込量			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	4	5	5	5	5
自立生活支援用具	6	9	8	8	8
在宅療養等支援用具	20	13	17	17	17
情報・意思疎通支援用具	45	60	50	50	50
排泄管理支援用具	3003	3041	3020	3020	3020
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3	1	2	2	2

- ア. 介護・訓練支援用具：特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッドエアーマット
- イ. 自立生活支援用具：入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置、テーブルリフト、電動ページめくり装置、環境制御装置、音声標識ガイド装置
- ウ. 在宅療養等支援用具：透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、パルスオキシメーター
- エ. 情報・意思疎通支援用具：携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、点字電子手帳、視覚障がい者用音声読書機、デジタル録音図書読書機、パーソナルコンピュータ用特殊入力装置、携帯用会話補助装置専用大型キーボード
- オ. 排泄管理支援用具：ストマ用装具、紙おむつ、収尿器
- カ. 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)：障がい者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

(3) 見込量の確保のための方策

- 日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、個々の障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等を行います。

4 意思疎通支援者養成事業

(1) サービスの概要

項目	概要
意思疎通支援者養成事業	聴覚障がい者等の日常生活を支援し社会参加を促進するため、手話・要約筆記の各種養成講座を実施し、手話通訳者及び要約筆記者等を養成します。

(2) サービスの見込量

(年間)

項目	単位	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
奉仕員養成研修事業	新規修了見込者数	15	11	16	15	10

※ 令和元年度は手話基礎講座を実施。令和2年度及び令和4年度は手話入門講座、令和3年度及び令和5年度は手話基礎講座をそれぞれ実施予定。令和3年度及び令和4年度は要約筆記者養成講座を実施予定。

(3) 見込量の確保のための方策

- 手話通訳者及び要約筆記者などを養成するため、希望者を積極的に募り養成講座を開催し、必要な人材の育成・確保に努めます。

5 移動支援事業

(1) サービスの概要

項目	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目	実績量	見込量			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込者数	17	21	25	30	37
延べ利用見込時間数	688	756	830	912	1,002

(3) 見込量の確保のための方策

- 移動支援の利用希望者の把握に努めます。
- サービス提供事業者と連携し、サービス提供の基準等を明確にするとともに、事業者がサービスを提供しやすい体制づくりを行い、サービス提供事業者の拡充に努めます。

6 地域活動支援センター事業

(1) サービスの概要

項目	概要
地域活動支援センター事業	障がい者が通い、地域の実情に応じて創作活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進などの便宜を図り、障がい者の地域生活支援の促進を図ります。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目		実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内	実施見込箇所数	1	0	0	0	0
	実利用見込者数	7	0	0	0	0
市外	実施見込箇所数	1	1	1	1	1
	実利用見込者数	1	1	1	1	1

(3) 見込量の確保のための方策

- 地域活動支援センターに通うことができる障がい者の把握に努めます。
- 地域活動支援センターを支援し、障がい者の相談に応じて必要な情報提供や助言が行えるよう、事業者の質的向上を図ります。

7 訪問入浴サービス事業

(1) サービスの概要

項目	概要
訪問入浴サービス事業	自宅での入浴が困難な障がい者に対して、特殊な入浴装置を持ち込み、自宅で入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持や心身機能の維持を促します。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目	実績量	見込量			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込箇所数	2	2	2	2	2
実利用見込者数	9	10	10	10	10

(3) 見込量の確保のための方策

- 必要な人にサービスを提供できるよう、関係機関等と連携しサービス提供事業者と体制づくりを進めます。

8 知的障害者職親支援事業

(1) サービスの概要

項目	概要
知的障害者職親支援事業	知的障がい者の自立のため、職親（事業経営者等の私人）に預け、生活指導や技能習得訓練を行い雇用及び自立を促します。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目	実績量	見込量			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
職親委託先数	未実施	未実施	検討		

(3) 見込量の確保のための方策

- 制度の担い手である職親の委託先等について情報収集を行います。

9 日中一時支援事業

(1) サービスの概要

項目	概要
日中一時支援事業	障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障がい者に活動の場を提供し、日中の見守りを行います。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目	実績量	見込量			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込箇所数	15	16	17	18	19
実利用見込者数	52	56	60	64	69

(3) 見込量の確保のための方策

- 障がい者・児が、介護者なしで家庭にとり残されることのないよう、地域等と連携しサービスの調整を行います。

10 社会参加促進事業

(1) サービスの概要

項目	概要
自動車改造助成事業	身体障がい者が就労等のために自動車を改造する必要がある場合に、改造に要する費用の一部を助成します。
運転免許取得助成事業	障がい者が就労等のための自動車を必要とし、第一種普通自動車免許を取得する場合、取得に要する費用の一部を助成します。
声の広報等発行事業	特に視覚障がい者に対して、市が発行する広報等の情報を音声訳して提供します。

(2) サービスの見込量

(年間)

項目	単位	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造助成事業	実利用見込者数	5	6	6	6	6
運転免許取得助成事業	実利用見込者数	1	3	3	3	3
声の広報等発行事業	実利用見込者数	14	15	15	15	15

(3) 見込量の確保のための方策

- 自動車改造費及び運転免許取得費の助成制度の周知を図ります。
- 声の広報について、身体障害者手帳（視覚障がい）の新規取得者への制度の周知を図るなどし、利用者の増加につなげます。

第 5 章

第 2 期多治見市障害児福祉計画

1 障害児支援等の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制を整備するため、令和5年度を目標年度として、次の目標を設定します。

- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置に向けた検討及び保育所等訪問支援の充実
- (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- (3) 医療的ケア児支援のための関係機関における協議及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

1

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置に向けた検討及び保育所等訪問支援の充実

令和5年度末までに、児童発達支援センターの設置に向けた検討を、場所・手法を含め検討を行い、整備を進めます。

また、障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

項目	令和元年度	令和5年度
【目標値】児童発達支援センターの設置	—	1箇所※
【目標値】保育所等訪問支援を利用できる体制の整備	10人	20人

※令和5年度中工事完了、令和6年度開所予定

2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保します。

項目	令和元年度	令和5年度
【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所	3箇所
【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	3箇所

3 医療的ケア児支援のための関係機関における協議及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

引き続き、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場で検討を行うとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

項目	令和元年度	令和5年度
【目標値】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	1箇所
【目標値】医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	—	1人

2 障害児通所支援、障害児入所支援及び 障害児相談支援の見込量と確保の方策

1 障害児通所支援

(1) サービスの概要

項目	概要
児童発達支援	障害児通所支援事業所で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に対し、医療型児童発達支援センター等で、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校に就学している児童に対し、授業終了後又は休業日に障害児通所支援事業所で生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における指導、集団生活への適応訓練等を行います。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目	単位	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人分	137	137	145	150	150
	人日分	614	614	638	660	660
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人分	227	230	235	240	245
	人日分	2,859	2,898	2,961	3,024	3,087
保育所等訪問支援	人分	10	10	12	15	20
	人日分	15	15	20	30	40
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0

(3) 見込量の確保のための方策

- 療育の充実や民間事業所等を含めた関係施設・機関との連携による障がい児の総合的な発達を支援します。
- 発達に支援を必要とする児童（発達支援センターへの通所は問わず）が通う施設や保育所等を巡回し、施設や保護者の支援や調整を行います。
- 療育を要する児童の保護者へ早期から情報提供を行います。
- 子どもに関わる部署が連携して相談窓口の充実を図ります。
- 重層的な地域支援体制の中核となる児童発達支援センターを設置し、障がい児支援の体制整備を推進します。

2 障害児相談支援

(1) サービスの概要

項目	概要
障害児相談支援	障害児通所支援を適切に利用できるよう障害児支援利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業所との連絡調整を行います。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

項目	単位	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人分	115	120	130	140	150

(3) 見込量の確保のための方策

- 相談支援事業所と関係機関の連携を補助し、支援体制の強化を図ります。
- 民間事業者に適切な情報提供を行い、相談支援事業所の開設を促します。

3 障がい児の子ども・子育て支援

(1) サービスの概要

項目	概要
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。
放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室などで過ごすことができる仕組みです。

(2) サービスの見込量

(1月当たり)

		実績量	見込量			
項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	人	75	75	75	75	75
認定こども園	人		-	-	-	-
放課後児童健全育成事業	人	40	40	40	40	40

(3) 見込量の確保のための方策

- 障がい児の人数や障がいの程度に応じて、保育士を配置します。
- 保育園における保育士への特別支援教育に関わる研修を充実します。
- 保育園、放課後児童クラブの職員の資質の向上に努めます。

資料編

資料 1 多治見市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成29年 5月23日告示第171号

改正

平成31年 3月29日告示第62号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画（以下「障害者計画」という。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）を策定するに当たり、必要な事項について審議を行うため、多治見市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審議を行う。

- (1) 障害者計画の見直し及び策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画の見直し及び策定に関すること。
- (3) 障害児福祉計画の見直し及び策定に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数の範囲内において、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者福祉関係団体に所属する者 5人
- (2) 地域で障害者支援をする団体に所属する者 4人
- (3) 障害者就労に関係する者 1人
- (4) 識見を有する者 2人
- (5) 障害者福祉に関係する行政機関の職員 2人
- (6) 雇用に関係する行政機関の職員 1人
- (7) 教育に関係する行政機関の職員 2人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画並びに障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定をもって終了するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

省略

資料2 多治見市障害者計画等策定委員会の開催状況

回数	開催年月日	主な議題
1	令和元年11月7日	1. 委員長、副委員長の選出について 2. 第7期多治見市障害者計画等策定の概要と策定スケジュールについて 3. アンケート調査について
2	令和2年6月8日 (書面開催)	1. アンケート調査結果について 2. 第7期障害者計画 素案の確認について
3	令和2年12月2日	1. 第7期障害者計画 素案の確認 2. 第6期障害福祉計画 数値目標の確認 3. 第2期障害児福祉計画の確認 4. 意見交換会 意見取りまとめの報告
4	令和3年1月13日 (書面開催)	1. 第7期障害者計画等 素案の最終確認
	令和3年3月12日	1. パブリック・コメント等の報告

資料 3 多治見市障害者計画等策定委員会委員

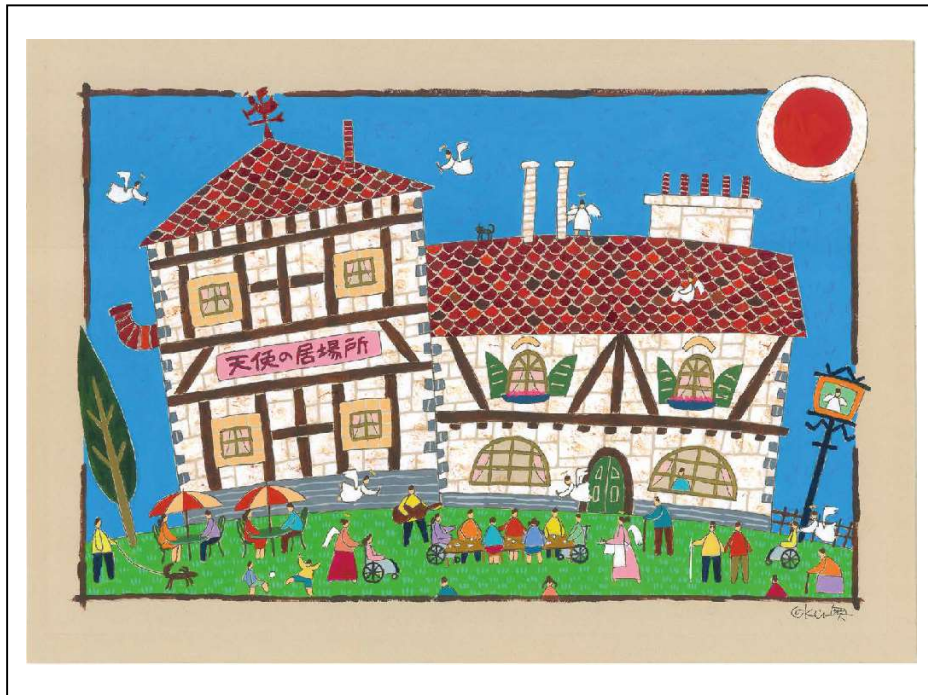
(順不同・敬称略)

氏名	職業(所属)	備考
安藤 秀章 (◎)	岐阜県身体障害者福祉協会多治見支部	障害者福祉関係団体
廣瀬 豊	多治見地区手をつなぐ親の会	障害者福祉関係団体
西田 葉子 (○)	岐阜県自閉症協会 多治見市ブロック	障害者福祉関係団体
原 美奈	多治見市重度心身障害者協会	障害者福祉関係団体
市原 和男	多治見市腎友会	障害者福祉関係団体
藏前 芳勝	社会福祉法人 陶技学園	障害者支援団体
酒井 郁美	特定非営利活動法人 東濃さつき会	障害者支援団体
中島 徹	社会福祉法人多治見市社会福祉協議会	障害者支援団体
岩本 眞知子	多治見市民生児童委員協議会	障害者支援団体
早瀬 亜紀	社会福祉法人 みらい	障害者就労関係者
田中 健	特定非営利活動法人 東濃成年後見センター	識見を有する者
藤木 誠	東濃基幹相談支援センター	識見を有する者
篠田 征子	岐阜県東濃保健所	行政(障害者福祉)
鈴木 良平	多治見市福祉部長	行政(障害者福祉)
津田 和也	多治見公共職業安定所	行政(雇用)
保母 朋子	東濃特別支援学校	行政(教育)
後藤 正樹	多治見市教育相談室	行政(教育)

◎：委員長

○：副委員長

表紙の作品



作：奥村 ユズル

【プロフィール】

昼間は障害者支援のNPO法人で働きつつ、休日などに世界を「旅する画家」として、目にした風景などを描いている。

奥村さんが描く絵の中には、必ず車いすの人、お年寄り、子どもや猫、犬などが登場し、「だれもが暮らしやすい共生社会」という理念を、表現している。

また、絵を見る方に「癒し」や「安らぎ」を少しでも感じてほしいという願いから、天使も必ず描かれている。

第7期多治見市障害者計画・第6期多治見市障害福祉計画・第2期多治見市障害児福祉計画

発行 令和3年3月

編集 多治見市役所 福祉部 福祉課

〒507-8787 多治見市音羽町1丁目233番地

電話 (0572) 22-1111 (代表) F A X (0572) 24-1621

この冊子は、300冊を140,250円で作成しました。

この冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準に従い、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料（Aランク）のみを用いて作成しています。

リサイクル適正の表示：紙へリサイクル可